

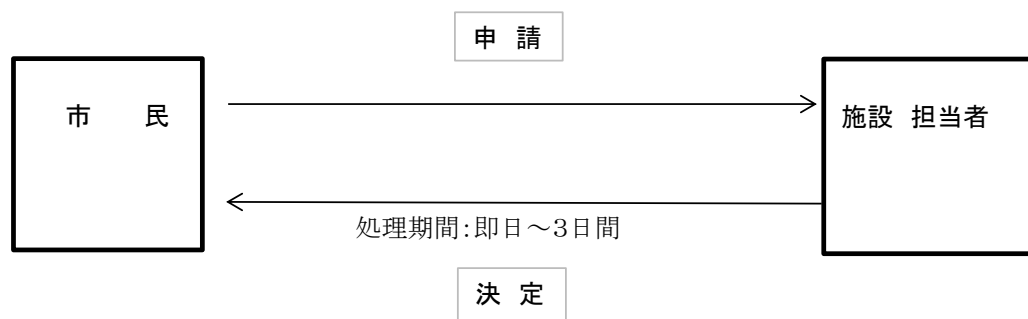
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 29

処 分 名	中央公園体育施設の使用許可	
処 分 の 概 要	中央公園体育施設の使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山中央公園体育施設条例(平成11年条例第26号)	
条 項	第2条	
所 管 課	スポーティングシティ推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日から3日間	
標準処理期間	計 即日から3日間	
判断基準	<p>同条例第4条第1項の各号に該当しない場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益を害するおそれがある場合</li> <li>・管理上支障があると認める場合</li> <li>・その他市長が不相当と認める場合</li> </ul>	
<p><b>【根拠法令等】</b>                  松山中央公園体育施設条例                  (使用の許可)</p> <p>第2条 体育施設及び附属設備(以下「体育施設等」という。)を使用する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>●審査基準                  松山中央公園体育施設条例                  (使用許可の制限)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 体育施設等の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(3) その他市長が使用を不相当と認めるとき。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。